

# 敷地形状の面の考え方事例集

	<p>隅角、鋭角であっても 面の折り返し点とする</p>
	<p>隅切り程度（面の長さの3割未満）の 折り返しは面の一部と捉える</p>
	<p>建物の面と区画の仕方が 類似している場合は、 同一面とする</p>
	<p>面は 曲線でもよい</p>

	<p>建物の面と区画の仕方が類似している場合は、同一面としてよい → 第3面があるケース</p>
	<p>面の長さの1割未満の折り返しは面の一部と捉える</p>
	<p>第3面の判断が難しいケース</p>

※ なお、第3面、第4面があっても、補助対象とできるが、補助金の上限額は第2面相当までとする。